新居浜市工事成績評定要領

（目的）

第１条　この要領は、新居浜市工事検査規程（平成１６年訓令第７号。以下「検査規程」という。）第１３条及び新居浜市工事監督規程（昭和２９年訓令第７号。以下「監督規程」という。）第３条第２項の規定に基づき、新居浜市が契約する工事（以下「工事」という。）の評定に必要な事項を定め、工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって工事請負者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条　評定は、監督規程第２条に規定する監督員が施行を監督した工事について１件ごとに行う。

（評定の内容）

第３条　評定は、工事の施行状況、目的物の品質等の成績について行うものとする。

（評定者）

第４条　第２条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査規程第４条に規定する検査員並びに当該工事を施行する課等の長又は副課長相当職（以下「担当課長」という。）、係長相当職及び監督員（以下「担当係長（監督員）」という。）とする。

（評定方法）

第５条　評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定の結果は、評定者ごとに別添１に定める工事成績採点表（第１号様式）、細目別評定点採点表（第２号様式）及び工事成績評定表（第３号様式）（以下「成績評定表等」という。）に記録する。

（評定の時期）

第６条　検査員は、検査実施の都度評定を行い、担当課長及び担当係長（監督員）は、完成検査のとき、評定を行うものとする。

（成績評定表の提出）

第７条　監督員は、検査が実施されるまでに別添１に定める成績評定表等を作成し、

検査員に提出するものとする。検査員は、この成績評定表等に自己の評定を加えて評定点合計を算出するものとする。

２　検査員は、前項に規定する評定点合計を算出したときは、検査規程第１４条に規定する検査報告書に成績を記入し、成績評定表等はこの検査報告書に付するものとする。

（評定結果の通知）

第８条　検査を担当する部長又は課長（以下「検査責任者」という。）は、工事請負約款第３１条第２項に規定する検査の結果及び同約款同条第４項に規定する工事目的物の引渡並びに検査規程第１３条に規定する成績を当該工事請負者に対して別添２に定める検査結果及び成績評定通知書（第４号様式）により通知し、契約担当課において閲覧する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により速やかに公表する。

（評定の修正）

第９条　検査責任者は、評定の結果を通知した後評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事請負者に対し別添２に定める検査結果及び成績評定通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（説明請求等）

第１０条　第８条又は前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して、１４日以内に書面により、通知を行なった検査責任者に対し評定の内容について説明を求めることができるものとする。

２　検査責任者は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに別添２に定める成績評定に係る説明書（第５号様式）により回答するものとする。

３　検査責任者は、前項の回答をする場合、成績評定を行った関係者に意見を求めることができるものとする。

（委託業務への準用）

第１１条　第１条から第１０条までの規定は、調査、測量、設計その他の業務を委託した場合の成績評定について準用する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結した工事に

係る成績の評定について適用する。

別添１

成績評定実施について

（成績評定の方法）

１　成績評定は、工事ごとに独立して行う。

２　成績の採点は、第１号様式「工事成績採点表」により行う。

３　評定者は、次の工事成績採点表の考査項目別運用表により第１号様式「工事成績採点表」の考査項目の採点を行う。

（１）設計金額５００万円以上の工事

ア　担当係長（監督員）　　別紙１「工事成績採点表の考査項目別運用表」

イ　担当課長　　別紙２「工事成績採点表の考査項目別運用表」

ウ　検査員　　別紙３「工事成績採点表の考査項目別運用表」

（２）設計金額５００万円未満の工事

ア　担当係長（監督員）　　別紙１（小規模）「工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）」

イ　担当課長　　別紙２（小規模）「工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）」

ウ　検査員　　別紙３（小規模）「工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）」

４　細目別評定点の算出は、第２号様式「細目別評定点採点表」によるものとする。

５　評定結果は、第３号様式「工事成績評定表」に記録する。

６　評定にあたっては、別紙４「留意事項」を考慮する。

７　既成（中間）検査時は、検査に先立ち監督員が各様式を作成し、検査後検査員が評価を行う。

完成検査時は、検査に先立ち監督員が各様式を作成し、担当係長（監督員）・担当課長の評価後、検査を行い検査員が評価を行う。

第1号様式

工事成績採点表（ 完成、既成部分、中間 ）

所属年度		工事番号		課所名	
工 事 名				完成年月日	平成　年　月　日
				検査年月日	平成　年　月　日
				請負代金額	円
受注者名				工期	平成　年　月　日 から
					平成　年　月　日 まで

考 査 項 目	担当係長（監督員）※5	担 当 課 長	検 査 員（既成・中間）	検 査 員（完成）

項　目	細　別	担当係長（監督員）※5 a	b	c	d	e	担当課長 a	a’	b	b’	c	d	e	検査員（既成・中間） a	a’	b	b’	c	d	e	検査員（完成） a	a’	b	b’	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10																					
	Ⅱ. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10																					
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10								+5		+2.5		0	−7.5	−15	+5		+2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ. 工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10	+2.0		+1.0		0	−7.5	−15														
	Ⅲ. 安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10	+3.0		+1.5		0	−7.5	−15														
	Ⅳ. 対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5																					
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20
	Ⅱ. 品　質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25
	Ⅲ. 出来ばえ													+5		+2.5		0	−5		+5		+2.5		0	−5	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応 ※2						+20.0 ～ 0																				
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫　※3	+7.0 ～ 0																									
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5	+2.5	0																
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± . 点					± . 点							± . 点							± . 点						
評定点（65点±加減点合計）　※1		① . 点					② . 点							③ . 点							④ . 点						

評定点計

0.0 点

○既成部分（ 中間 ）検査があった場合 （ ① 点 × 0.4 ＋ ② 点 × 0.2 ＋ ③ 点×0.2＋④ 点 × 0.2 ） = 点

※ただし、③（ 既成、中間 ）が2回以上の場合は平均値

○既成部分（ 中間 ）検査がなかった場合 （ ① 点 × 0.4 ＋ ② 点 × 0.2 ＋④ 点 × 0.4 ＝ 点

7. 法令遵守等　※7		− 点		
評定点合計　※8	点	○評定点計（ 点） − 法令遵守等（ 点） ＝	点	
8. 総合評価 技術提案等	技術提案等履行確認　※9		履行　不履行　対象外	

※1　65点 ＋ 1.～3.の評定（加減点合計） ＋ 4.～6.の評定（加点合計） ＝ 評定点。　各評定点（ ①～④ ）は少数第1位まで記入する。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、担当係長（監督員）からの報告を受けて担当課長が評価するものとする。

※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4　4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5　担当係長（監督員）欄は、当該工事を担当する係長相当職の職員と監督員の総意により、評定点を記載する。

※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査官の評価に先立ち担当係長（監督員）、担当課長が行う。

※7　法令遵守等の評価は、担当課長が行う。

※8　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9　総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

第２号様式

細目別評定点採点表

項目	細別	①担当係長（監督員）	②担当課長	③検査員（既成・中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	（　1.0　）×0.4+2.9= 3.3　点				3.3点 3.3点	
	Ⅱ．配置技術者	（　3.0　）×0.4+2.9= 4.1　点				4.1点 4.1点	
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	（　4.0　）×0.4+2.9= 4.5　点		（　5.0　）×0.4+6.5= 8.5　点	（　5.0　）×0.4+6.5= 8.5　点	13.0点 13.0点	
	Ⅱ．工程管理	（　4.0　）×0.4+2.9= 4.5　点	（　2.0　）×0.2+3.2= 3.6　点			8.1点 8.1点	
	Ⅲ．安全対策	（　5.0　）×0.4+2.9= 4.9　点	（　3.0　）×0.2+3.3= 3.9　点			8.8点 8.8点	
	Ⅳ．対外関係	（　2.0　）×0.4+2.9= 3.7　点				3.7点 3.7点	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	（　4.0　）×0.4+2.8= 4.4　点		（　10.0　）×0.4+6.5= 10.5　点	（　10.0　）×0.4+6.5= 10.5　点	14.9点 14.9点	
	Ⅱ．品質	（　5.0　）×0.4+2.9= 4.9　点		（　15.0　）×0.4+6.5= 12.5　点	（　15.0　）×0.4+6.5= 12.5　点	17.4点 17.4点	
	Ⅲ．出来ばえ			（　5.0　）×0.4+6.5= 8.5　点	（　5.0　）×0.4+6.5= 8.5　点	8.5点 8.5点	
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		（　20.0　）×0.2+3.3= 7.3　点			7.3点 7.3点	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	（　7.0　）×0.4+2.9= 5.7　点				5.7点 5.7点	
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		（　10.0　）×0.2+3.2= 5.2　点			5.2点 5.2点	
７．法令遵守等			（　0.0　）×1.0= 0　点				
					評定点合計	100点 100点	
８．総合評価技術提案等	技術提案等履行確認		履行　不履行　対象外				

※　既成部分（中間）検査があった場合　　（①＋②＋③×0.5＋④×0.5）＝細目別評定点（既成、中間が２回以上の場合は③を平均する）
　　既成部分（中間）検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※　総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

第3号様式

工 事 成 績 評 定 表(完成、既成部分、中間)

平成　　年　　月　　日

課所名:

工　　事　　名	
請　負　代　金　額	当初:　　円　　最終:　　円
工　　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
完　成　年　月　日	平成　年　月　日
完成検査年月日	平成　年　月　日
既成部分検査年月日	第1回:　平成　年　月　日　第2回:　平成　年　月　日
中　間　検　査　年　月　日	第1回:　平成　年　月　日　第2回:　平成　年　月　日　第3回:　平成　年　月　日

受　注　者　氏　名	
現　場　代　理　人　氏　名	
主任・監理技術者氏名	
担当係長(監督員)所属・氏名	印
	印
担　当　課　長　所　属　・　氏　名	印
完成検査員所属・氏名	印
第1回　既成部分、検査員所属・氏名	
第2回　既成部分、検査員所属・氏名	
第1回　中間検査、検査員所属・氏名	
第2回　中間検査、検査員所属・氏名	
第3回　中間検査、検査員所属・氏名	
①担当係長(監督員)評定点	点
②担　当　課　長　評　定　点	点
③既成部分、中間検査員評定点	点
④完　成　検　査　員　評　定　点	点
⑤法　令　遵　守　等	点
⑥評　定　点　合　計	点

注1)　既成部分、中間検査があった場合

評定点合計　⑥＝(①×0．4＋②×0．2＋③×0．2＋④×0．2)　－⑤

既成部分、中間検査がなかった場合

評定点合計　⑥＝(①×0．4＋②×0．2＋④×0．4)　－⑤

2)　既成部分、中間検査が2回以上あった場合、評定点は既成部分、中間検査を合わせた平均点を記入する。

3)　担当係長(監督員)、担当課(室)長、検査員の評定点は少数第1位までとする。

4)　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

5)　⑤法令遵守等は、担当課(室)長が記入する。

6)　既成部分検査、中間検査の検査員の職氏名欄については、当該検査員以外は押印不要。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	☐	［ 評価対象項目 ］ ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ 工事実績データの登録は、監督員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時にはそれぞれ10日以内に、訂正時には速やかに行われている。 ☐ 建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ その他 （ 理由: ） ［　　］ / ［　　］ ＝ ［　　］ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等) ☐	［評価対象項目］ 【全体を評価する項目】 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 【その他の項目】 ☐ 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用) ☐ 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用) ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	［評価対象項目］ ☐ 契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 使用材料等の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿などを不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ☐ 立会確認、段階確認の手続きが適時及び的確に行っている。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・　a 評価値が80%以上90%未満・・・・・　b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・　c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	☐	［評価対象項目］ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他(理由:　　) ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・　a 評価値が80%以上90%未満・・・・・　b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・　c ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	☐	［評価対象項目］ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っており、記録が整備されている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施しており、記録が整備されている。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映しており、記録が整備されている。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 店社パトロールを定期的に実施し、記録が整備されている。(労働安全衛生法により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事のみ適用) ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 ☐ 安全パトロール、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録が整備されている。 ☐ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。 ☐ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・　a 評価値が80%以上90%未満・・・・・　b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・　c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※事故については下記の「事故」欄をチェックし安全対策の評価を1ランク下げる。ただし、不問で処分した案件、もらい事故及び交通事故は含まない。 ☐ 事　故(理由:　　)			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	☐	［評価対象項目］ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ. 出来形
☐</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</td><td>☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</td><td rowspan="2">☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ ばらつきの判断は別紙－4参照。
① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</td></tr>
<tr><td></td><td>機械設備工事
※上記欄によらず、当該欄で評価
☐</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">［評価対象項目］
☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
☐ 社内の管理基準に基づき管理している。
☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
☐ その他（理由：　　）
☐ / ☐ ＝ ☐ %
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td></tr>
</table>

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 ☐	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	［評価対象項目］ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満 ・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考 査 項 目	細　　別	工 種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 ☐	建築工事 暖冷房・衛生設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	［評価対象項目］ ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工図等が設計図書を満足している。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ） ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ） ☐ その他（理由： ） ☐ / ☐ ＝ ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	☐品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。				
	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価 ☐	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d ☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	e ☐契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。
- ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
- ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
- ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
- ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
- ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
- ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
- ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。
- ☐ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
- ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
- ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
- ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
- ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
- ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
- ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
- ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- ☐ その他(理由:)

☐ / ☐ = ☐ %

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数( ) / 評価対象項目数( )

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	［評価対象項目］ ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	維持工事 修繕工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
- ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
- ☐ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
- ☐ 理由:
- ☐ 理由:
- ☐ 理由:
- ☐ 理由:

●判断基準
※該当項目が6項目以上・・・・・・a
※該当項目が4項目以上・・・・・・b
※該当項目が3項目以下・・・・・・c

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	建築工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
- ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。
- ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
- ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
- ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
- ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- ☐ その他(理由:　　)

☐ / ☐ = ☐ %

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	電気設備工事(建築) ※上記欄によらず、当該欄で評価	［評価対象項目］ ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	暖冷房衛生設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
- ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。
- ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。
- ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
- ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。
- ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- ☐ その他(理由:　　)

☐ / ☐ = ☐ %

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)

別紙1

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	工夫事項	
5.創意工夫 【軽微なもの】	Ⅰ.創意工夫	【施工】 □ 1. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫 □ 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 □ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 □ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などを施工方法に関する工夫 □ 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 □ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 □ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫 □ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 □ 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫 □ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 □ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 □ 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 □ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 □ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 □ 15. 木材使用に関する工夫(設計図書で木材の使用を義務付けていないもの(バリケード、工事看板以外の仮設物等)での使用) 【品質】 □ 16. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ 17. コンクリートの材料、打設、養生、出来形・品質等に関する工夫。 □ 18. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 □ 19. 配筋、溶接作業等に関する工夫 【安全衛生】 □ 20. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ 22. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 □ 23. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 □ 24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 25. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 □ 26. 環境保全に関する工夫 【その他】 □ 27. その他(理由:　　) □ 28. その他(理由:　　) □ 29. その他(理由:　　) □ 30. その他(理由:　　) □ 31. その他(理由:　　) □ 32. その他(理由:　　) □ 33. その他(理由:　　)	
	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点:　　点 ※ ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋7点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、担当課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※2. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※3. 工夫事項の評価(選定)及び詳細評価は、(企画)工事検査専門員及び担当課長との合議をもって記述する。
※4. 総合評価における技術提案等に関する創意工夫については評価しない。

別紙１（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

担当係長(監督員)

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 施工計画書を、工事着手前に提出している。
□ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ □ 品質証明員が関係書類、出来形、
□ □ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ □ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ □ その他

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・b
評価値が80%未満・・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（現場代理人等）</td><td>Ⅱ．配置技術者</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ □ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
□ □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
□ □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ □ その他

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙１（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

担当係長(監督員)

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">２．施工状況</td><td>Ⅰ．施工管理</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ □工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□ □現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ □指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□ □工事打合せ簿を、不足無く整理している。
□ □工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ □「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□ □日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ □その他

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ □現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ □時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ □工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ □適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ □休日の確保を行っている。
□ □計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ □「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□ □実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ □その他

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ □過積載防止に取り組んでいる。
□ □仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□ □保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□ □地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ □「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□ □災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ □新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ □その他

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙１（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

担当係長(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
	Ⅳ. 対外関係	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の事項に該当しない	□ やや不備である	□ 不適切である
		「評価対象項目」 □ □関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ □関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ □工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ □「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ □その他 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙１（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

担当係長(監督員)

考査項目	細別	a □	b □	c □	d □	e □
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。				

別紙１（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

担当係長(監督員)

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
□</th><th>b
□</th><th>c
□</th><th>d
□</th><th>e
□</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="5">Ⅱ．品質</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="5">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="5">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。

※ばらつき評価が適当ではない場合</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table><tr><th>a</th><th>b</th><th>c</th></tr><tr><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対して迅速に対応している。
□ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。
□ 施工条件、気象条件を考慮して施工している。
□ 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。
□ 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。
□ 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。
□ その他

●判断基準
該当６項目以上・・・・ａ
該当４項目・・・・・・ｂ
該当３項目・・・・・・ｃ</td></tr>
</table>

別紙１（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

担当係長(監督員)

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 □ ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。　※本項目は2点の加点とする。 【新技術活用】 □ ＮＥＴＩＳ登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。※本項目は2点の加点とする。 □ ＮＥＴＩＳ登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が１２０点以上であった場合。　※本項目は2点の加点とする。 □ ＮＥＴＩＳ評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。※本項目は4点の加点とする。 □ ＮＥＴＩＳ登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が１２０点以上の場合。※本項目は4点の加点とする。 ※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場 □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。	【その他】 ①「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。
	記述評価 【∨マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	**評点**　　**点**	創意工夫の詳細評価

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙2

工事成績採点表の考査項目別運用表

（担当課長）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。

□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。

□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

□ その他（ 理由: ）

●判断基準
工程管理が、やや劣っている ･･･d、 劣っている ･･･e とし、これ以外の場合は該当項目数で評価する。
該当項目数4以上 ･･･････ a
該当項目数1以上4未満･･･････ b
該当項目なし ･･･････ c

細　別	a	b	c	d	e
Ⅲ. 安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。

□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。

□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。

□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。

□ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。

□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。

□ その他（ 理由: ）

●判断基準
安全対策が、やや劣っている ･･･d、 劣っている ･･･e とし、これ以外の場合は該当項目数で評価する。
該当項目数5以上 ･･･････ a
該当項目数1以上5未満･･･････ b
該当項目なし ･･･････ c

別紙2

工事成績採点表の考査項目別運用表

（担当課長）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>対応事項</th><th>【事例】具体的な施工条件等への対応事例</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4. 工事特性</td><td rowspan="2">Ⅰ. 施工条件等への対応</td><td>Ⅰ構造物の特殊性への対応
☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
☐ 3. その他
（理由：　　）
※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</td><td>（1.について）
<table>
<tr><td>・切土の土工量:20万m3以上</td><td>・盛土の土工量:15万m3以上</td><td>・護岸・築堤の平均高さ:10m以上</td></tr>
<tr><td>・トンネル（シールド）の直径:8m以上</td><td>・ダム用水門の設計水深:25m以上</td><td>・樋門又は樋管の内空断面積:15m2以上</td></tr>
<tr><td>・揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上</td><td>・堰又は水門の最大径間長:25m以上</td><td>・堰又は水門の径間数:3径間以上</td></tr>
<tr><td>・堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上</td><td>・トンネル（開削工法）の開削深さ:20m以上</td><td>・トンネル（NATM）の内空平均面積:100m2以上</td></tr>
<tr><td>・トンネル（沈埋工法）の内空平均面積:300m2以上</td><td>・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深:10m以上</td><td>・地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上</td></tr>
<tr><td>・浚渫工の浚渫土量:100万m3以上</td><td>・流路工の計画高水流量:500m3/s以上</td><td>・砂防ダムの堤高:15m以上</td></tr>
<tr><td>・ダムの堤高:150m以上</td><td>・転流トンネルの流下能力:400m3/s以上</td><td>・橋梁下部工の高さ:30m以上</td></tr>
<tr><td>・橋梁上部工の最大支間長:100m以上</td><td>・防波堤、岸壁の水深:10m以上</td><td></td></tr>
<tr><td>・延べ面積10,000㎡以上の建物</td><td>・地上9階以上の建物又は建物高さ31m以上の建物</td><td>・大空間のホール等を有する建物</td></tr>
</table>
（2.について）
・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。
・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。
・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
（3.について）
・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。
・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。
・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
・浚渫土砂の長距離土捨て、大型ケーソン等の長距離回航、大型作業船を駆使する工事。
・沈埋トンネルの製作・築造で高度な技術を要する工事。特殊ケーソンの製作工事。
・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物。
・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事。
・電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。
・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な建築工事。
・特殊な工法及び材料等を採用した建築工事。
・特殊な設備システムを採用した建築工事。
・免震装置を設ける建築工事。
・大規模な山留め工法が必要な建築工事。
・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う建築工事。
・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応
☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事
☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事
☐ 10. その他
（理由：　　）
※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</td><td>（4.について）
・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。
・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
（5.について）
・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。
・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
（6.について）
・市街地での夜間工事。
・DID地区での工事。
（7.について）
・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。
・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。
・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</td></tr>
</table>

別紙2

工事成績採点表の考査項目別運用表

（担当課長）

			(8.について) ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・ 作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 ・ 一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った建築工事。 ・ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)が複数ある建築工事。 ・ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある建築工事。 ・ 施設を使用しながらの工事で、肯定的な制約が特に厳しい建築工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・ 河川内の橋脚工事等において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・ 港湾、海岸、海上又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 ・ 潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 (13.について) ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ・ 逆巻施工の対応が必要な工事 (14.について) ・ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた建築工事。 ・ 液状化対策工法や地盤改良を伴う建築工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)　※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17. その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評　価	評点:　　点	【工事特性の詳細評価】

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 担当係長(監督員)が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない
※3. 評価にあたっては、担当係長(監督員)等の意見も参考に評価する。

別紙2

工事成績採点表の考査項目別運用表

（担当課長）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない

☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。

☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

☐ 県産品使用率が100％であった。

☐ 県内の元請業者が工事の全てを施工していた。

☐ 下請業者が全て県内業者であった。

☐ その他（理由：　　）

●判断基準
該当項目数7以上　　・・・・・・ a
該当項目数5以上7未満　・・・・・・ a’
該当項目数3以上5未満　・・・・・・ b
該当項目数1以上3未満　・・・・・・ b’
該当項目なし　　・・・・・・ c

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

別紙2

工事成績採点表の考査項目別運用表

（担当課長）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表
7. 法令遵守等	

措　置　内　容	点 数
☐ 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	−20点
☐ 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	−15点
☐ 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	−13点
☐ 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	−10点
☐ 5. 文書注意	− 8点
☐ 6. 口頭注意	− 5点
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	− 3点
☐ 8. その他 （ 理由: ）	− 点

☐ 該当項目なし

※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。（他工事現場での違反は評価しない。）

※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、評定を修正する場合を除く。

① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。（任意点数）

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。
- 16. 総合評価落札方式施工計画型による入札において提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかった。

別紙２（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

（担当課長）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a
□</th><th>b
□</th><th>c
□</th><th>d
□</th><th>e
□</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>□ 優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□ その他

●判断基準　上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。
なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

①「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策</td><td>a
□</td><td>b
□</td><td>c
□</td><td>d
□</td><td>e
□</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ 優れている　□ やや優れている　□ 他の評価に該当しない　□ やや劣っている　□ 劣っている
●評価対象項目
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ その他

①「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

●判断基準　上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。
なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</td></tr>
</table>

別紙２（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

（担当課長）

考査項目	細　別	a □	a' □	b □	b' □	c □
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ その他 判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。 なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。			

別紙２（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

（担当課長）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
８．法令遵守等	

措置内容		措置点数
□	１．指名停止３ヶ月以上	－２０点
□	２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□	３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□	４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□	５．文書注意相当	－８点
□	６．口頭注意相当	－５点
□	７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－３点
□	８．その他	
□	９.項目該当なし	

①本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

④総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

- ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
- ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
- ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
- ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
- ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
- ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
- ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
- ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
- ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
- ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
- ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- ☐ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。
- ☐ 建設業退職金共済の証紙が適切に購入・配布され標識が工事現場の見やすい場所に掲示されている。
- ☐ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。
- ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。
- ☐ 見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。
- ☐ 工事記録の整備が適時、的確になされている。
- ☐ その他（理由：　　）

☐ / ☐ = ☐ %

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・ b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。

☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 ☐	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。

☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。

☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。

☐ その他（理由：　　）

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価						☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。

☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。

☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。

☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。

☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。

☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。

☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。

☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。

☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。

☐ その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

☐ / ☐ ＝ ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 ☐	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
			［評価対象項目］ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 ☐	建築工事 暖冷房・衛生設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
			［評価対象項目］ ☐ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施している。 ☐ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’ 評価値が50%以上60%未満・・・・・ c 評価値が50%未満・・・・・・・・・・・・ d ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土工事 （切土、盛土、築堤工事等） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	護岸・根固・水制工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	鋼橋工事 （RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （工場製作関係） ☐ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他（理由：　　） （架設関係） ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事　（抑止杭・集水井戸工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] （共 通） ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他（理由：　　） （砂防構造物工事に適用） ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） （地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）に適用） ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　）					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

（排水ボーリング工関係）

- ☐ 横穴排水ボーリング工が設計図書どおり施工してあることが確認できる。
- ☐ 横穴排水ボーリング工の施工にあたり、方向及び角度に配慮して施工していることが確認できる。
- ☐ 施工管理記録に工夫があり、よく整理されていることが確認できる。
- ☐ 不可視部分の写真記録が適正で良好に施工されていることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　）

☐ / ☐ = ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （路床・路盤工関係） ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） （アスファルト舗装工関係） ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） （コンクリート舗装工関係） ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーをさび、損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） □ / □ ＝ □ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ (共通) ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他(理由:　　) (種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係) ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:　　) (コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ その他(理由:　　)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

（現場打法枠工関係）

- ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
- ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。
- ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　）

☐ / ☐ = ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工工事 （地盤改良等を含む） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）） ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） （地盤改良関係） ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート橋上部工事 （PC及びRCを対象） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ %		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	塗装工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	トンネル工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ ／ ☐ ＝ ☐ %			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱等の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ ＝ ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td>維持工事
（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）
☐</td><td colspan="5">［評価対象項目］
☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：
☐ 理由：
●判断基準
※ 該当項目が6項目以上‥‥‥ a
※ 該当項目が5項目 ‥‥‥‥ a’
※ 該当項目が4項目 ‥‥‥‥ b
※ 該当項目が3項目 ‥‥‥‥ b’
※ 該当項目が2項目以下‥‥‥ c

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>修繕工事
（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）
☐</td><td colspan="5">［評価対象項目］
☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
☐ 理由： （例）材料の加工・組立が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。
☐ 理由： （例）既設構造物の削孔およびチッピングについて、事前の調査及び施工が適切で設計図書に適合しており確認できる。
☐ 理由： （例）コンクリート、モルタル、樹脂、塗料等の施工が、設計図書に適合し施工状況が確認できる。
☐ 理由： （例）アンカーボルトの挿入及びボルトの締め付けが確実に施工され、引抜等の試験記録が保存され、長さが確認できる。
●判断基準
※ 該当項目が6項目以上‥‥‥ a
※ 該当項目が5項目 ‥‥‥‥ a’
※ 該当項目が4項目 ‥‥‥‥ b
※ 該当項目が3項目 ‥‥‥‥ b’
※ 該当項目が2項目以下‥‥‥ c

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電線共同溝工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

☐ / ☐ ＝ ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事 ☐	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
- ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

☐ / ☐ ＝ ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	通信設備工事 受変電設備工事 ☐	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
- ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
- ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
- ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
- ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

☐ / ☐ ＝ ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	建築工事 ☐	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		［評価対象項目］ ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査や既成部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’ 評価値が50%以上60%未満・・・・・ c 評価値が50%未満・・・・・・・・・・・・ d ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事（建築） 暖冷房衛生設備工事 ☐	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		［評価対象項目］ ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査や既成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’ 評価値が50%以上60%未満・・・・・ c 評価値が50%未満・・・・・・・・・・・・ d ☐ / ☐ ＝ ☐ % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）/ 評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事（浚渫工事・海岸築造工事を含む） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （共通） ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 ☐ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 （浚渫・床堀関係） ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないよう施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 ☐ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 ☐ 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 ☐ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む） ☐ 浚渫・床堀時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ☐ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 ☐ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 ☐ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

		（地盤改良関係） ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され排水効果が維持されていることが確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 ☐ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 ☐ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 （マット、捨石及び均し関係） ☐ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 ☐ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 （本体：杭及び矢板、控工関係） ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 ☐ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 ☐ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。		

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

（本体：ケーソン据付、ブロック据付関係）

- ☐ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
- ☐ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
- ☐ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
- ☐ コンクリートブロック据付等に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
- ☐ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
- ☐ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
- ☐ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
- ☐ ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
- ☐ ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。
- ☐ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。

（コンクリート関係）

- ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
- ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
- ☐ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
- ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。
- ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- ☐ スペーサーを適切に配置し､鉄筋のかぶりを確保している。
- ☐ コンクリートの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。
- ☐ 有害なクラックがない。

☐ / ☐ = ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	水路等コンクリート二次製品設置工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 中心線の通りが良い。 ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 ☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ☐ 二次製品の吊り込み、裾付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	ほ場整備工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （整地工） ☐ 基盤切盛が適切に施工され、基盤の均平度が良好である。 ☐ 表土厚さが充分確保され、かつ均平度が良好である。 ☐ 畦畔及び盛土部が充分に締め固められている。 ☐ 法面に有害なクラック損傷部がない。 ☐ 石礫や雑物が適切に処理されている。 （道路工） ☐ 盛土の締め固めが適切に施工されている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ 敷砂利等が均等で平坦性が良好である。 （水路工） ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ コンクリート2次製品等の接合が適正である。 ☐ 付帯構造物の施工が良好である。 （暗渠排水工） ☐ 吸水管等の設置が良好であり、且つ適正な水路勾配を有している。 ☐ 被覆材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。 ☐ 表土戻しが適切に施工され、周辺との段差がない。 ☐ / ☐ = ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	管水路工事 （パイプライン） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 掘削断面に崩壊、過堀が無く、施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 管及び付属品（制水弁、空気弁等）の接合が適正である。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 中心線の通りが良い。 ☐ 仕様書等で示す条件により、締め固めが実施されている。 ☐ 舗装復旧が適切に施工され、周辺との段差がない。 ☐ / ☐ = ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	林道工事 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 種子吹付等に使用する材料の種類、品質及び配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 切土法面が設計図書で定められた勾配でなじみよく仕上がっている。 ☐ フトン篭、カゴ枠等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で詰石等、裏込材の流亡のおそれがない。 ☐ 補強土壁工の施工に当たっては、その基礎に埋戻し土または盛土内の浸透水が流入しないよう施工されていることが確認できる。 ☐ 補強土壁工の壁材の組立が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 補強土壁工の補強部材が所定位置に取り付けられ、極端な凸凹が生じないように埋設されていることが確認できる。 ☐ その他(理由:　　) ☐ / ☐ = ☐ %				☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	保育工事 （本数調整伐） ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 標準地又は類似林分の選木状況に準じ、伐採木を適切に選木していることが確認できる。 ☐ 局所的な気象条件や地況、林分の状態に適宜対応するなど、選木が優秀であると確認できる。 ☐ 伐倒木以外の立木を、おおむね損傷していないことが確認できる。 ☐ かかり木等で放置されているものが無く、その処理が適切であることが確認できる。 ☐ 伐採木の伐採高さ(おおむね30cm以内、ただし、その切り株を林内へ整理する丸太の支えとする場合は適宜)が適切であると確認できる。 ☐ 谷筋の伐採に当たっては、伐採木が下流へ流出しないよう処理していると確認できる。 ☐ 伐倒木は、枝条を切り払い、樹幹を玉切りするなど適切に処理していることが確認できる。 ☐ 枝条の処理に当たり、表土の流亡(均一に散布、若しくは棚積み)や、獣害の防止(残存木へ寄せる)等に対し、適切な施工をしていると確認できる。 ☐ 丸太を林内に整理する場合は、等高線上に横積みし、適宜切断して地形に沿うように設置する等、表土の流亡防止への対応が優れていると確認できる。 ☐ 支障となる既存の伐倒木も合わせて整理する等、林内整理が優秀であると確認できる。 ☐ 概して林内照度が均一であり、選木から伐倒、林内整理の状況が非常に優れていると確認できる。 ☐ 林縁木については伐採しない等、林分の保護に対応していると確認できる。 ☐ 残存木のつる類について、根元から切断・除去し、立木の損傷も無いと確認できる。 ☐ 有用な広葉樹等を残していることが確認できる。 ☐ 歩道作設(人力施工の場合)に当たり、その幅員に余裕をもった範囲内を刈払い、歩行の支障となる障害物等を除去していると確認できる。 ☐ 歩道作設(機械施工の場合)に当たり、歩行並びに作業用機械の運行の支障となる障害物等を除去していると確認できる。 ☐ 歩道の凹地形や滞水箇所については、適切に排水施設等を設置していると確認できる。 ☐ 歩道作設により生じた残土については、崩落、流出等のないよう処理していると確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ = ☐ %			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	保育工事 （枝落し）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ ☐ 標準地の設定が的確であることが確認できる。 ☐ 全体が均質に施工されていると確認できる。 ☐ 枝落しによる幹・枝座への損傷が無いと確認できる。 ☐ 枝の切断について、樹幹に平行かつ平滑に切断する等、丁寧な作業状況が確認できる。 ☐ 残枝長が短く、かつ残枝が裂けるなどの損傷が無いと確認できる。 ☐ 枯れ枝は全て切り落とされていると確認できる。 ☐ 枝等の林内整理が適切であると確認できる。 ☐ 林縁木については枝落ししない等、林分の保護に対応していると確認できる。 ☐ つる類について、根元から切断し、立木の損傷もなく除去していると確認できる。 ☐ 歩道作設(人力施工の場合)に当たり、その幅員に余裕をもった範囲内を刈払い、歩行の支障となる障害物等を除去していると確認できる。 ☐ その他（理由：　　） ☐ / ☐ = ☐ %					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	保育工事 （下刈り） ☐	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 全体が均質に施工されていると確認できる。
- ☐ 刈り払い高さが低く良質な作業が確認できる。
- ☐ 笹、雑草、潅木、つる類等、植栽木の成育に支障となる地被物が全て除去されていると確認できる。
- ☐ 植栽木を誤刈りしないように、その位置を確認する工夫等がなされており、丁寧な作業状況が確認できる。
- ☐ 植栽木に損傷が無いと確認できる。
- ☐ 植栽木を覆わないように列間に残置する等、刈り払い物の処置が良好であると確認できる。
- ☐ 2回刈りが指定されている場合、その実施した時期や間隔等が適切であると確認できる。
- ☐ 歩道作設(人力施工の場合)に当たり、その幅員に余裕をもった範囲内を刈払い、歩行の支障となる障害物等を除去していると確認できる。
- ☐ その他(理由:　　)

●判断基準

※ 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
※ 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
※ 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’
※ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

☐ / ☐ ＝ ☐ %

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	魚礁設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能

［評価対象項目］

- ☐ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬、打設、締め固め、養生を行っている。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の型枠の取り外しに関して適切に管理されている。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の転置、仮置に際し、強度確認を行っている。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。
- ☐ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
- ☐ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
- ☐ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
- ☐ ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。
- ☐ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
- ☐ 捨石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
- ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
- ☐ 鋼製魚礁の溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている
- ☐ 組立魚礁の組立が手順書等に沿って適切に実施されている。
- ☐ 組立魚礁のﾎﾞﾙﾄの締付確認が適切に実施されている。
- ☐ 沈設に先立ち、気象・海象等を十分調査し、沈設作業が適切に管理されており、設計図書等に定められたとおり施工されている。
- ☐ 運搬沈設において魚礁の破損がなく施工されている。
- ☐ 有害なクラックが無い。

☐ / ☐ = ☐ %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工種		a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	上記以外の工事又は合併工事 ☐	＜A＞	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		＜B＞	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える						

［評価対象項目］

☐ 理由:
☐ 理由:
☐ 理由:
☐ 理由:
☐ 理由:
☐ 理由:
☐ 理由:
☐ 理由:

☐ / ☐ = ☐ %

●判断基準

＜A＞ 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

※ 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
※ 評価値が80%以上90%未満・・・・・ a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・・・・ b
※ 評価値が60%以上70%未満・・・・・ b’
※ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c
なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

＜B＞ 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
③ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		土工事 （盛土・築堤工事等）	□ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		切土工事	□ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		護岸・根固・水制工事	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		鋼橋工事	□ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		地すべり防止工事	□ 地山との取り合いが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		舗装工事	□ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		法面工事	□ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	基礎工工事 （地盤改良等を含む） □	□ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		コンクリート橋上部工事 □	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		塗装工事 （工場塗装を除く） □	□ 塗装の均一性が良い。 □ 細部までき め細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		植栽工事 □	□ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがき め細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		防護柵（網）工事 □	□ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		標識工事 □	□ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		区画線工事 □	□ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		維持工事 修繕工事 □	□ 小構造物等にも注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	電線共同溝工事	□ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		機械設備工事	□ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事	□ きめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		通信設備工事 受変電設備工事 その他類似工事	□ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		建築工事	□ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 □ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 □ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 □ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 □ 保全に配慮した施工がなされている。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		電気設備工事(建築)	□ きめ細やかな施工がなされている。 □ 関連工事(工種)又は既存部分との調和がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □ 環境負荷軽減への対策が優れている。 □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		暖冷房衛生設備工事	□ きめ細やかな施工がなされている。 □ 関連工事(工種)又は既存部分との調和がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □ 環境負荷軽減への対策が優れている。 □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	港湾築造工事 （海岸築造工事を含む） □	□ 構造物等の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む） □	□ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □ 浚渫及び盛上がり等の土砂が適切に処理されている。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		水路等コンクリート二次製品設置工事 □	□ 土工の仕上げが良い。 □ 土工の構造物等へのすりつけが良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 製品のかみ合わせが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		ほ場整備工事 □	□ 整地仕上げが良い。 □ 営農に十分配慮された施工がなされている。 □ 水路や道路の通りが良い。 □ 法面仕上げが良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 吸水渠、集水渠、水閘、排水口の配置が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		管水路工事 （パイプライン） □	□ 管の通りが良い。 □ 付帯コンクリート構造物の肌が良い。 □ 付帯コンクリート構造物の通りが良い。 □ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 □ 舗装復旧面と既設舗装面との取り合わせが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		林道工事 □	□ 切取・盛土法面の仕上げが良く、規定された法勾配が確保されている。 □ コンクリート構造物等の肌が良い。 □ コンクリート構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良く、地山とのすり付けが良い。 □ 植生、吹付け等の状態が均一である。 □ 路面仕上げ、敷砂利が良好に施工されており路面状況が良い。 □ 排水施設の施工が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		保育工事 （本数調整伐） □	□ 標準地設定が的確である。 □ 全体が均質に施工されている。 □ 伐採木の伐採高さが適切である。 □ 伐採木の林内整理が適切である。 □ 残存木を損傷していない。 □ 有用な広葉樹種が残されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	

別紙3

工事成績採点表の考査項目別運用表

（検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	保育工事 （枝落し） □	□ 標準地の設定が的確である。 □ 全体が均質に施工されている。 □ 枝落しによる幹・枝座への損傷がない。 □ 残枝長が適切である。 □ 枯れ枝は全て切り落とされている。 □ 枝等の林内整理が適切である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		保育工事 （下刈り） □	□ 全体が均質に施工されている。 □ 刈り払い高さが低い。 □ 刈り払い物の処置が良好である。 □ 植栽木に損傷がない。 □ 全体的な美観が良い 。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		魚礁設置工事 □	□ 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 沈設位置の精度が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		上記以外の工事 又は合併工事 □	□ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	

別紙３（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

（検査員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		「評価対象項目」 ☐☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐☐ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐☐ その他			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙３（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

（検査員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ．出来形</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="7">「評価対象項目」
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。
□ 出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ その他
理由：

□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

ばらつき
□ ばらつき50%以下
□ ばらつき80%以下
□ ばらつき80%超える
□ ばらつき判断不可能

①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</td></tr>
</table>

別紙３（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

（検査員）

	細　別	a □	a’ □	b □	b’ □	c □	d □	e □
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断は別紙参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□□ 材料の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□□ 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□□ 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。
□□ 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。
□□ 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。
□□ 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。
□□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□□ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□□ 床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□□ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□□ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□□ 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□□ 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□□ 二次製品の品質照合の書類（現物照合）が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。
□□ 対象物に有害なクラック、損傷が無い。
□□ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□□ その他（　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

ばらつき
□ ばらつき50%以下
□ ばらつき80%以下
□ ばらつき80%超える
□ ばらつき判断不可能

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（%）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（0）
④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙３（小規模）

工事成績採点表の考査項目別運用表（小規模工事）

（検査員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□　劣っている。	
		●評価対象項目 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 仕上げがよい □ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 施工対象物の通りが良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 全体的な美観がよい。 □ クラック、隙間、がたつき等がない。 □ 総合的な機能がよい。 ●判断基準 該当５項目以上・・・・ａ 該当４項目・・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ				

別紙4

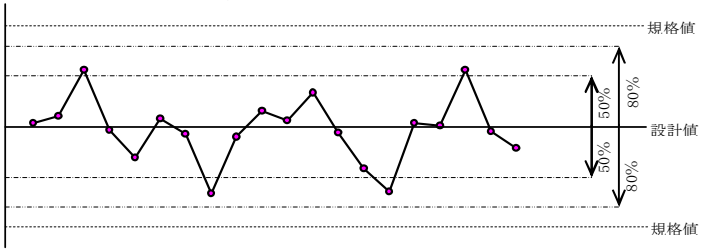
【留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

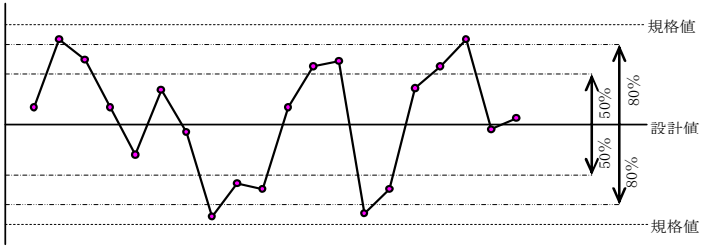
［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

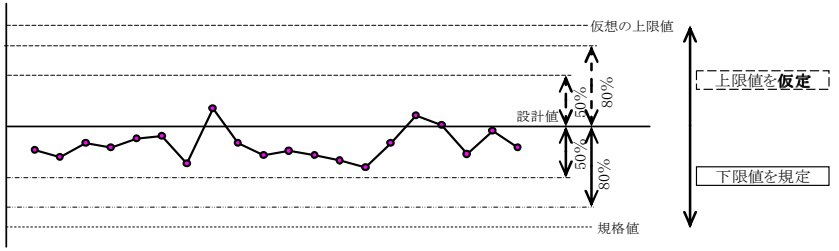
①ばらつきが50％以下と判断できる例



②ばらつきが80％以下と判断できる例

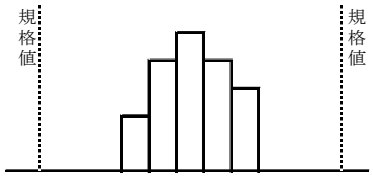


（下限値のみの場合）

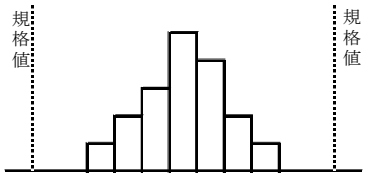


［度数表またはヒストグラムの場合］

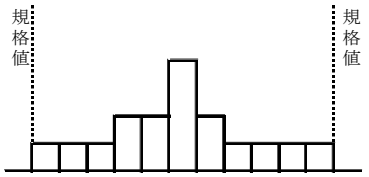
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取り扱い

（1） 主たる工種で評定する。多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

（2） コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

（3） 評定は「合併工事」欄を活用する。

別添２

成績評定等の通知について

（評定点等の通知）

１　検査責任者は、成績評定点、検査の結果及び目的物の引渡の通知を、工事又は委託業務ごとに速やかに第４号様式により行う。

（説明請求）

２　前述１の通知を受けた者は通知を受けた日から起算して１４日以内に書面により、検査責任者に成績評定点について説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

３　検査責任者は、成績評定点の通知を受けた者から評定点についての説明を求められたときは次のとおり回答する。

（１）検査責任者は、説明を求められた場合、速やかに第５号様式により回答する。

（２）検査責任者は、前述２の回答をする場合、成績評定を行った関係者に意見を求めることができる。

第４号様式

検査結果及び成績評定通知書

年　　月　　日

商号又は名称

代表者　様

検査責任者

工事（業務）名	
完成年月日	
評　　定　　点	点（項目別評定点は、別表１のとおり）

１　上記工事又は業務は、　　年　　月　　日の検査の結果、完成と認める。

２　本通知書の日付をもって、当該工事の目的物の引き取りを完了したものとする。

※　評定の結果に疑問があるときは、検査責任者に対してその疑問の趣旨を付してこの通知の日から１４日（休日を含む）以内に書面により説明を求めることが出来る。この場合、疑問の趣旨に対する説明は、書面により通知いたします。

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準
A	８０点以上	他の模範となる優秀な工事
B	７５～８０点未満	Ａランクではないが、標準的工事の中で優秀な工事
C	６５～７５点未満	標準的な工事
D	６０～６５点未満	Ｅランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	６０点未満	今後指名等に影響を及ぼす工事

（手続等の問い合わせ先及び送付先）新居浜市役所総務部契約担当課

※過去２年度の年度毎の工事成績評定点が６５点未満の場合、新居浜市発注の工事に係る一般競争入札（事後審査型を含む。）への参加資格がないものとなります。

別表１

項　目　別　評　定　点

評価項目	細別	評定点／満点
１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	／　３．３点
	Ⅱ　配置技術者	／　４．１点
２　施工状況	Ⅰ　施工管理	／１３．０点
	Ⅱ　工程管理	／　８．１点
	Ⅲ　安全対策	／　８．８点
	Ⅳ　対外関係	／　３．７点
３　出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形	／１４．９点
	Ⅱ　品質	／１７．４点
	Ⅲ　出来ばえ	／　８．５点
４　工事特性（加点のみ）	Ⅰ　施工条件等への対応	／　７．３点
５　創意工夫（加点のみ）	Ⅰ　創意工夫	／　５．７点
６　社会性等（加点のみ）	Ⅰ　地域への貢献等	／　５．２点
７　法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／１００点

第５号様式

成績評定に係る説明書

年　　月　　日

商号又は名称

代表者　様

検査責任者

年　　月　　日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

１　工事（業務）名

２　質疑に対する回答